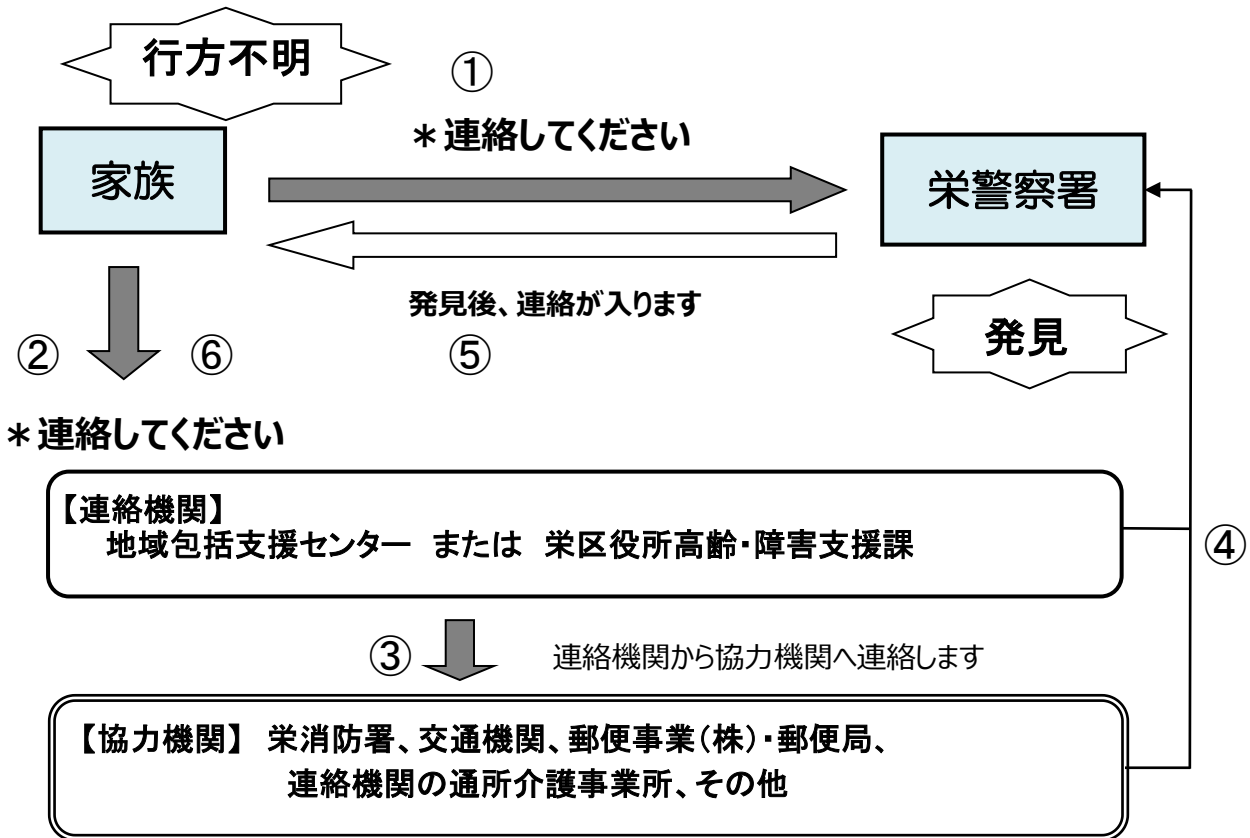


栄区認知症高齢者SOSネットワークのご案内

認知症のある高齢者の方などが行方不明になったときに、できるだけ早く発見・保護に協力する仕組みです。

区役所、警察署、栄区地域包括支援センター（地域ケアプラザ）、公共機関、交通機関などが一緒に取り組んでいます。万が一の行方不明に備え、事前登録しておくことをおすすめしています。栄区在住の方であれば登録可能です。



高齢者がいなくなった場合は

- ① 家族が栄警察(045-894-0110)に連絡をします。
- ② 家族が連絡機関に発見協力の申込みを行います。
- ③ 申込みを受けた連絡機関が協力機関に発見協力依頼の連絡をします。

高齢者が発見された場合は

- ④ 発見した協力機関等が警察に連絡します。
- ⑤ 警察が家族に連絡します。
- ⑥ 家族が申込みをした連絡機関に報告をします。

● ネットワークの組織

連絡機関：栄区役所 または 栄区内の地域包括支援センター

行方不明になった高齢者を捜す時に、情報の連絡網の中心となる機関。
高齢者が行方不明になった時は、警察に届出をした後、連絡機関のいずれか1ヶ所に連絡をすれば、他の連絡機関と協力機関に発見の協力を呼びかけることができます。

協力機関：日常業務を行いながら、行方不明になった高齢者の発見に協力してもらう機関。

栄消防署
郵便事業（株）大船支店、本郷台駅前郵便局
JR本郷台駅、JR大船駅
神奈川中央交通（株）横浜営業所
カナガワ交通株式会社イースタン
特別養護老人ホーム上郷苑
老人福祉センター翠風荘、栄区内の地域ケアプラザ

● 登録申請書の取り扱いについて

登録申請書（第1号様式）は、栄区役所、栄警察署、栄区内の地域包括支援センターで保管・管理します。目的以外の使用はしません。個人情報保護条例に基づいて適切に管理いたします。行方不明当日の情報は協力機関にFAXにて連絡をします。

● 登録申請書の内容に変更が生じた場合

登録内容に変更が生じた場合は「登録内容変更届出書（兼 廃止届出書）」（第2号様式）を、速やかに連絡機関のいずれかに提出をお願いいたします。

*状況把握について

登録された方には、連絡機関・区の職員が電話等によりご本人やご家族の状況把握をさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、栄区役所 高齢・障害支援課高齢者支援担当
または、お近くの地域包括支援センターまでお問い合わせください。